様式第2号(第3条関係)

第　　　　　号

警告書

　この車両が置いてある場所は、正当な権原に基づき置くことを認められている場所ではありません。

　この車両の所有者等は、　　年　　月　　日までに車両を撤去してください。撤去しない場合は、身延町放置自動車等処理要綱第5条の規定により一般廃棄物として認定し、除去、処分します。

　　　　　　年　　月　　日

身延町長